

1. 議事日程

(平成17年第1回安芸高田市議会3月定例会第19日目)

平成17年3月25日
午後1時30分開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第3 発議第2号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例
- 日程第4 議案第15号 安芸高田市総合計画の策定について
- 日程第5 議案第3号 財産の取得について
- 日程第6 議案第40号 平成17年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第7 議案第41号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第42号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第9 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第45号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計予算
- 日程第12 議案第46号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第47号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第48号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計予算
- 日程第15 議案第49号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第50号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第17 議案第51号 平成17年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第18 議案第52号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

4番	加藤英伸	5番	小野剛世
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊

総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	杉山俊之
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(5名)

事務局長	増本義宣	事務局次長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

午後1時30分 開会

松浦議長 それでは、時間が参りましたので、ただ今の出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

松浦議長 日程に入ります前に、過日、議会運営委員会が開催され、本日の議事日程についてご協議いただいておりますので、委員会の報告を求めます。

青原委員長 議長。

松浦議長 議会運営委員長、青原敏治君。

青原委員長 議会運営委員会の報告をいたします。去る3月23日及び本日、議会運営委員会を開き、執行部から提出されました議案2件、議事案件2件及び発議案1件の取り扱いについて、協議をいたしました。協議の結果、同意1件、発議1件、議案1件、いずれも本日の日程に上程することと決定しましたので報告をいたします。以上、報告を終わります。

松浦議長 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

ただ今の報告のとおり、同意1件、発議1件及び議案1件、あわせて3件の議事案件を日程に加えておりますので、ご了承ください。

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、4番加藤英伸君、5番小野剛世君を指名いたします。

日程第2 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

松浦議長 日程第2、同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第1号、議案名が安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員の任命の同意を求めます。広域化に伴い多様化、複雑化する市民ニーズの中で、安芸高田市の確かな教育行政を推進していくために、教育に関して豊富な経験と広い見識を有しておられます、佐々木智三さん、73歳が、安芸高田市教育委員会委員として適任であると確信し、この任命について議会の同意を求めます。

佐々木智三さんは、高宮町のご出身で昭和60年4月から広島県教育委員会事務局教育部次長を務められ、昭和63年4月から高宮中学校長を経

て、平成元年10月から合併までの間、高宮町の教育長を務めていただきました。また、新市発足後は、市の教育委員長を務めていただいております。なにとぞご同意をいただきますように、お願いを申し上げます。

松浦議長 以上で、提案理由の説明を終わります。
お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論は省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑・討論は省略いたします。

松浦議長 暫時休憩といたします。

~~~~~  
午後1時34分 休憩

午後1時34分 再開  
~~~~~

松浦議長 再開いたします。

お諮りいたします。

これより同意第1号、安芸高田市教育委員会委員の任命の同意についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案の通り同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって本件は原案の通り同意することに決定しました。

松浦議長 ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~  
午後1時35分 休憩

午後1時37分 再開  
~~~~~

日程第3 発議第2号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例

松浦議長 再開いたします。

日程第3、発議第2号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明をいたします。

藤井議員 議長、21番。

松浦議長 21番、藤井昌之君。

藤井議員 発議第2号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例についてのご説明を申し上げます。

本案につきましては、議長、副議長、議員の報酬月額が平成17年の4月1日から平成18年3月31日までの間の特例期間については、その額の100分の5に相当する額を減じた額とするものでございます。

また、期末手当の額も同様に減ずるものでございます。

この条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
なお、本件に関しましては質疑を省略したいと思います。
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、10番、熊高です。この議案に対しての反対討論をさせていただきます。

我々、現在の議員が議員になったのは、ご存知のように12月1日からであります。そして、この間、今回の予算の審議、さらには昨年の決算の審議、そういったことをいろいろやってきた経緯がありますが、まだわずかな期間しか経ってない時期にこういったかたちでの減額といったかたちが、いかがなものかというふうな気がしております。その背景には、以前市長も地域懇談会の中で、議員の報酬について高いか、低いかというような質問をされた市民の皆さんに対して、いろいろな考え方があろうけども、現在の報酬が決して高いとは思わないというふうな主旨の発言をされたと思います。それはやはり議員になるための市民に公平なチャンスを与えるためにも、やはりそういったある程度の議員報酬をもとに、しっかり議員活動ができる体制づくりが必要ではないかというふうな意味で言われたんだというふうに、私は理解をさせていただいております。

さらに、最近私は、市民の皆さんといろいろ話しをする機会がありました。平生はいろいろ厳しい議論をされ、議会に対してあるいは行政に対して、非常に激しく評価をするような、厳しい評価をされるような人でありましたが、ゆっくりこの議員報酬のことについてもお話しをする機会がありました。議会の議員報酬、高いか、低いか、いろいろ議論はあろうけれども、議員の実態というのは、やはり市議会になってから、議員の活動の日数、そういったものも非常に多くなり、ほとんど副業をしながらというかたちでは、これからの市議会議員というのはやられんのではないかというふうな状況を私は認識をしております。

一方、市の執行部の皆さんには、今回15%という市長さんをはじめ、減額というふうな先ほどの、先の議会の議決もしておりますけども、そういった流れの中にありますけども、基本的な額の大きさが違うわけですね。そういった中で、ただ議員の報酬を減額するというかたちの中で、果たして本当にこれから議員になろうという意識が生まれてくるような、そういった体制ができるのかどうか。我々自身も今の状況で、今回3万円という活動のための費用も議決しましたけども、それは活動して初めて使えるものであって、活動しなければ使えないというお金であります。そういった

いろいろな諸状況を見る中で、果たして今回の5%減額というものが本当に評価をされるものであるかどうか、私は疑問を持っております。

先ほどの議会の全員協議会で、いろいろ議論があったようでけども、あまりにも性急に、思いついたような、そういった提案ではないかというような思いがしますし、特に1年間を特例を付けてということであります。これからどんどん財政が厳しくなる中、果たしてそういうパフォーマンス的な減額というものが、本当に市民の皆さんに評価をされることになるだろうか。

極端なことを言いますが、中途半端な報酬をもらうよりか、むしろまったく報酬はゼロでもボランティアでやるような議会、そういったものも海外も含めてたくさんあります。むしろそういった方向の議論がゆっくりとされる中で、こういったことがなされたのであれば、理解もしていきたいと思うんですが、そういった状況にはない中で、こういう提案がされたということで、非常にまだまだ議論の余地がある中でこういった一時的なことをするのはどうかというふうな意味で、今回の提案については反対をさせていただきます。以上です。

松浦議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありませんか。

亀岡議員 議長、20番。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 私は、本案に対しまして賛成の立場から討論を行ないたいと思います。そもそも、私どもの報酬の額につきましては、その額が本当にどういう額なら適切なものなんだということにつきましては、極めてそれを断定することは難しいと思うのであります。

まず私どもは、議会に出していただくことにつきましては、報酬額を基本に考えて、この勤めさせていただきたいというような意志でもって出馬をさせていただいたわけではございません。ただ、今日の報酬額につきましては、類似の自治体とか、また各々の持ちます財政規模とか、様々なですね、条件を踏まえて設定されているところであります。

今回の削減につきましては、いろいろと視点や観点はあると思いますが、ご承知のように、今日の財政状況の中で、執行機関も先般お話しがありましたように、それぞれの立場で報酬額なり、給与の削減がございました。また、ご承知のように、市民全体の側におきましてもですね、去年は委託料なり、各種の補助金においても10%から20%というカットがなされて参りました。また、次年度におきましても補助金のカットということが明確に打ち出されている状況であります。今私どもが大切なのは、痛みはみんなですべてを受け、苦しみは分かち合うていこうじゃないかと。とりわけ、我々行政に関係しているものにおきましては、苦楽は市民とともにすると、こういう原則に立ってですね、こういった手段を講じるべきであるというふうに考えるものでございます。その額が削減額が多いとか少ないとか、そういったこともいろいろ議論はありましようが、今申し上げまし

たように、市民と、今後、これから当面する情勢に対して、渾然一体となって我々はやっていくんだということをここに示してですね、いく。そのことの表れとして今回こういう削減案が上程されておるわけでありまして、私は以上の考え方を持ちまして、賛成をするものであります。以上でございます。

松浦議長 次に、反対討論を許します。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 私はこの議案に対して反対をいたします。理由としましては、まず先ほども協議を行なった中で、ほとんどの議員の方がこの報酬では少ないという考え方を持たれています。また、この内容について、市民からの不服が出てるということも聞いてますけど、実際にこれを市民と顔と顔を合わせて、この内容について、報酬の内容等について議論を重ねた私の知っている限りの間では、反対にこれを増やすべきではないかと。それはなぜかと言うと、やはり議員の資質が問われてる今、この世の中、やはりちゃんとした人に24時間議員であってほしい。先ほどの同僚議員と同じようにですね、やはり24時間議員として働いてほしいという意向を持たれてるということがあります。そのためには、この報酬だけでやはり生活まで保障できるようなですね、かたちことをした上で、議員として24時間働ける体制をつくる必要がある。また、私の聞く範囲でよればですね、審議会の答申というものは、今回の先ほど資料をいただきましたけど、三役及び教育長、この特別職については、他の市と比べた場合に高いレベルにあると。ここで早期に見直す必要があるんじゃないかという答申をいただいたと伺っております。議員については、この資料を見る限り最低レベルであるということであるので、そのあたりについて答申をしたわけではないというふうに私は聞き受けております。それをもって、このようなやはりパフォーマンス的なことをするのであればですね、やはり先ほど同僚議員が言いましたけど、もっと根本から考え直して無報酬でもいい、例えば50%のカット、そういうことまで考えた上でですね、もう少し審議をした上で決めていくべきじゃないかということで、この議案に対しては反対いたします。

松浦議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 18番、岡田正信です。私は、報酬そのものの位置づけと、期末手当の位置付けというのは自ずから違うものでありますが、こういう財源の問題を考える場合に、安芸高田市ではどうにもならない財源不足が生じているのは現実でございます。これは、三位一体の関係が生じることが主な原因でございますが、そうはいつでも、市民の生活からいつでもですね、厚生年金は減るし、掛金は増えるし、こういう全体的な経済状況のことを考えますと、やはり私ども議員といたしましてはですね、市民感情から考えま

して、この時期にはそういうパーセンテージが正しいとか云々は別にしましても、削減するという方向については大事な時期だろうと、このように考えまして賛成するものでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号、安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、発議第2号は原案の通り可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第15号 安芸高田市総合計画の策定について

松 浦 議 長 日程第4、議案第15号、安芸高田市総合計画の策定についての件を議題といたします。

本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

熊高常任委員長 議長。

松 浦 議 長 総務企画常任委員長、熊高昌三君。

熊高常任委員長 それでは、総務企画常任委員会の審査報告をいたします。平成17年3月7日付けで、本常任委員会に付託された議案の審査の結果を、次のとおり報告をいたします。

付託されました議案第15号、安芸高田市総合計画の策定についてにつき、3月18日に委員会を開催し、関係部課長等の出席を求め、審査を行ないました。審査の結果につきましては、討論、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

この際、委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

岡 田 議 員 議長。

松 浦 議 長 18番、岡田正信君。

岡 田 議 員 委員長の報告は賛成ということでございましたが、本議案に対しましては、私、18番、岡田正信は全体のこれからの総合計画ですから、すべて住民に、市民に関係する大事な問題がすべて含まれております。5年間にわたっての問題やら、5年間のまず区切りをつくっていく計画あるいは各途中において、ローリングするという方針もお聞きしとるわけですが、6町がすべて事業を引き継いだ昨年度の事業、それから今日の総合計画、こ

ういうステップの中で、依然としてですね、やはり部落問題を含む同和対策問題を人権問題の一つとくくめて、基本構想の中にあると、このことは将来のこの安芸高田市が、この人づくり、人権を大切に作る協働のまちづくりをすると、皆汗をともに流していいまちをつくらうじゃないかというところに視点を置きますと、わずかなことであってもですね、この問題は安芸高田市のこれからの大きなどういいますか、汗を流すというところではですね、大きな汚点を残すんじゃないかと。行政が未だに同和行政という言葉を使うこと自体ですね、これからの計画には要らない問題だと、私はそう認識しております。人権、一括りに同和問題が入ることは、別問題だというように考えております。これを一括りにすることは、間違いだと、こういう立場に立って反対をするものであります。以上です。

松浦議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

渡辺議員 議長。

松浦議長 19番、渡辺義則君。

渡辺議員 本件につきましては、先ほど総務委員長報告のとおりでございますが、合併以来、新市計画に基づいて、我々は諸般の計画推進に努めて参ったと思っております。今回その総合計画の見直し策定につきましては、今後10年間ということでございますが、途中におきましてはローリングもございまして、また実施計画にあたりましては、その時の予算に応じた計画を推進していくものと確信をしておるわけでございますが、我々合併当初から取り組んできた新市計画を間違いなく実行していくためには、この総合計画は大変重要と認識をして賛成をいたします。

松浦議長 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号、安芸高田市総合計画の策定についての件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおりとすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第3号 財産の取得について

日程第6 議案第40号 平成17年度安芸高田市一般会計予算

日程第7 議案第41号 平成17年度安芸高田市国民健康保険

特別会計予算

日程第8 議案第42号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算

日程第9 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計予算

- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度安芸高田市特定環境保全
公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 平成 1 7 年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計予算
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 平成 1 7 年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計予算
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 平成 1 7 年度安芸高田市
コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 平成 1 7 年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計予算
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 平成 1 7 年度安芸高田市飲料水供給事業
特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 平成 1 7 年度安芸高田市水道事業会計予算

松 浦 議 長 日程第 5、議案第 3 号から日程第 1 7、議案第 5 1 号までを一括議題といたします。

本案は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長への報告を求めます。

今村特別委員長 議長。

松 浦 議 長 予算審査特別委員長、今村義照君。

今村特別委員長 それでは、予算審査特別委員会審査報告書を読み上げて、報告に代えさせていただきます。

平成 1 7 年 3 月 7 日付けで本委員会に付託されました議案の審査の結果を、会議規則第 1 0 1 条の規定により、次のとおり報告をいたします。

付託された下記案件について、3 月 1 5 日から 3 月 1 8 日の 4 日間、特別委員会を開催し、市長、助役、収入役、参事及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を重ねました。審査の経過につきましては、別紙の概要報告書をご参照いただきたいと思います。

歳入につきましては、自主財源、特定財源を合わせ、対前年度比 1 1 . 6 % と減額し、厳しい予算編成となっております。中でも一般財源確保のため、基金繰入で賄わざるを得なかったため、財政調整基金及び減債基金も残高は 1 7 年度末で 5 億円あまりになるであろうという報告がございました。その打開策として、行財政健全化への取り組みを第 1 議として、予算執行にあたり、事務事業の抜本的な見直しを含め、総合的な行財政計画の確立が求められる年度となります。

歳出につきましては、第 2 庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業が具体化される年度で、その建設が行政の中核的機能を果たし、総合的複合施設が市民の充足されるサービス提供につながり、本市のタウンセンターとして多くの市民が納得する施設として、そのあり様が問われています。

本委員会に付託され第 1 分庁舎の財産取得につきましては、その活用策を巡り、議論がなされましたが、当該財産の有効的利用及び他の遊休財産の有効利用や整理をあわせて精査し、取得することを是として決定されま

した。討論において、反対討論も2、3ありましたが、少数意見として留保されていないことを念のため報告をさせていただきます。

人的業務委託費用として3億450万円予算化されている臨時職員、非常勤職員の件は、質疑が集中しましたので特別委員会最終日に改めて審査をいたしました。この件は、任用形態に旧町の非合法的なところもあり、その任用の適正化に対応するため、一部業務委託を導入を図るものであります。2委託業者による業務委託執行に関しましては、契約の細部を詰め、業務に支障のないよう、適正に履行されることを望むものであります。

審査の結果につきましては、付託されました議案第3号及び12件の予算案について採決をいたしました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点につきまして、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行について充分反映されますようお願いをいたしまして、報告といたします。以上でございます。

松浦議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案13件に対する反対討論の発言を許します。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 13件というか、議案第3号、議案第40号に対し、1つずつ反対討論いたします。

議案第3号は、財産の取得でございますが、この委員長報告でありましたように、いろいろ議論が生まれて、「意見の留保はなかったが」という表現がありましたように、特別委員会でも大きく取り上げた問題の1つであります。これは、その委員会でも反対討論を行なった1人ではありますが、やはり国の縦割り行政が弊害が来てるんじゃないかなというの、ひとつ感じ取ったわけです。県の建物は、もう既に県の行革の中では今年から使わないということが明らかになつてくるわけです。それで、確かに5億何千万円のを2千700万円の財産ですから、金額的にはそのままはじいたら安いという感じは誰も持ちます。しかし、当初提案では目的の明らかでない状況の中で、未だにやはりその問題は漠然としとると。市民の目から見ると、やはり金額で行った場合は買い物としてはいいのとするのが多いでしょうけども、本来は県が要らなかった場合は、その下の土地は安芸高田市の用地ですから、自分とこで使うから平地にしてくださいと、こういうべきでしょうが、最初私が言いましたように、国の縦割り行政が今日まで関係しとるということは、若干私も分かりますけども、市民の目

線ではですね、要らんものを買うもんじゃのと。2千700万円はいくら県から合併推進交付金が充当されると言いましても、やはり税金は変わりはないんです。したがって、こういうやり方に対しては、私は認めるわけにはいかないです。賛成できません。反対討論でございます。

松浦議長 次に本案13件に対する賛成討論の発言を許します。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 議案第3号の財産の取得について。この案件に対して賛成討論を行いません。国の行政がいかようであろうとも、私どもが当面しておるのは自治行政の実態であります。そこで、この価格につきましては、2千7百数十万円ということですが、実際にはご承知のように、これを買うことによって合併交付金が充てられてくるということですが、実際には本市が国に対して購入の資金を出すという、実質出すということにはならないわけでございます。要するに、これを取得しないならば、交付金は来ないというわけでございます。私は、この施設が吉田町以外の地域にあるといたしましたならば、絶対賛成はできません。しかし、ご承知のように、吉田町、この区域といいますか、地域におきましては、公共の今後利用を考えましたときに、なかなかこの施設に勝るような施設は見つからないわけで、とりわけ今日まで合併問題が議論をされて参ります中におきまして、高田郡の中心地でもありますし、また旧吉田町におきましても商業化的なですね、基礎条件を有しておるこの市街下区域におきましては、タウン構想もございまして、今直ちに何に使うんだということではないといたしましても、将来を目指して、どうしても持っておくべき重要な施設であると、このように考えるわけであります。

政治は先を見越して行かなくてはなりません。現在のところ直ちにというのではなく、これから様々にそうした面の対応を、将来を考えますならば、大いに結構な財産取得であると、このように考えまして、賛成をするものであります。以上です。

松浦議長 他に討論はありませんか。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 議案40号につきまして、反対討論いたします。議案40号は、17年度の安芸高田市一般会計予算でございますが、予算でも4日間にわたって特別委員会でも議論いたしました。臨時職のあるいは非常勤の特別職の民間委託の問題があり、あるいは全体ではこの市民に直接関係する特別会計の持出予算、どれも大事な予算であります。際だって本年度の17年度の予算では、方やこの6町の臨時職、非常勤特別職員の雇用体系が違っておりということ、地方公務員法の任用適用には、法律には適応しないから、一般民間企業へ委託する、これは法律を守らにゃあいけんという立場からやられとる。もう一面では、私いつでも指摘するわけですが、未だに同和行政を安芸高田市は抱えとる。片や法律をテコにして臨時雇用の問題も民

間委託する。片や法律がなくなっても人権を一括りにした同和問題を残し、給付制度も残すと、相反する予算編成をなされとるのが大きな特徴だったと私は思うんです。全体的には227億8千万円ですから、大事な予算ですよ。ところが以上に述べました件は、片や法律を適応して、言うなれば都合のええところへは使って、都合の悪いところへは使わんという、2つの正確を持つとる本予算に対して、全体では大事であります、反対するものであります。以上でございます。

松浦議長 次に本案13件に対する賛成討論の発言を許します。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。議案第40号に対して賛成討論をいたします。委員長報告にもありましたように、確かにいろんな面で問題はあると感じております。しかしながら、ソフト面ではしっかりとした計画を持ち、地域振興を基盤とした協働のまちづくりを行なっていくためには、必要な予算等が計上されてます。しかしながら、今回の予算に対して市長の答弁にありましたけど、改革には血を流す必要もあるということで、やられた臨時職、非常勤職の弱者と思われる方たちへの、やはり予算執行については、非常に厳しいものがあつたと感じます。また、ハード面における今回の計画につきましては、やはり財政的、社会的環境、建設計画等、加味しながらしっかりとしたですね、計画を立てた上での財産購入等を行い、まちづくり、新しい市の建設をしていくことが必要だと思いますが、しかしながら先ほど言いましたように、地域振興会を基盤としたソフト面のものがしっかりとしてますんで、この予算案に対しましては賛成をさせていただきます。

熊高議員 議長。

松浦議長 次に、10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。10番、熊高です。議案第40号に対しての賛成討論をさせていただきます。先ほど予算審査特別委員長から報告がありましたように、その報告の中にも今回の予算についてはいろいろ議論があつたということは、皆さんご承知のとおりであります。こういった議論もやはり合併後1年という経過の中で、やはり6町がそれぞれ各町のやり方で来た、その流れを充分整理しきれない中での予算提案というかたちになったということだと思います。そういった中でのいろいろな課題が今回予算の中で出て来たというふうに受け止めさせていただきました。特に先ほども反対討論の中でありましたけども、臨時職員の民間雇用の問題あるいは第2庁舎及び文化福祉保健施設の建設、こういったことについてのいろいろ議論がありました。

当初はなかなか市長をはじめ、担当部長の説明にも理解がしがたい部分がかかなりありましたが、度重なる審議の結果の中、いろいろ執行部の考えている方向あるいは事情、そういったものを認識させていただき、ある程度の理解をさせていただきました。この17年度の予算ということは、そういった観点からも、改めてこの合併後のいろいろな混乱の整理、そ

った1年にまたなるというふうな気がしておりますが、是非ともこの17年の予算の中でそういった混乱を少しでも早くなくすると、そういった取り組みを強く希望しております。幸い、児玉市長、長年の行政経験の中、高い評価をされておる市長さんであります。その手腕を発揮をしていただいて、この17年の間にその混乱を早く納めていただき、市民が痛みを受ける中、やはりそういった痛みも将来の豊かな市のためにあるんだというふうなことが理解できるような、そういった市民に充分配慮をした予算執行をしていただけるものと期待をし、あるいは希望し、市民にとって非常に大切なこの予算を早期に執行するということが大事だろうというような観点から、この予算に対しての賛成をさせていただくという発言にさせていただきたいと思っております。以上であります。

松 浦 議 長 他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 次に、議案第40号、平成17年度安芸高田市一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 次に、議案第41号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

松 浦 議 長 次に、議案第42号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第43号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第44号、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第45号、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第46号、平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第47号、平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
松浦議長 次に、議案第48号、平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第49号、平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第50号、平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第51号、平成17年度安芸高田市水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

松浦議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思っております。40分まで休憩をさせていただきます。

~~~~~  
午後2時25分 休憩  
午後2時42分 再開  
~~~~~

日程第18 議案第52号 安芸高田市非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
続いて、日程第18、議案第52号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。
松浦議長 市長、児玉更太郎君。
児玉市長 本案は、非常勤消防団員の処遇の改正を目的といたしまして、消防団員等、公務災害補償等、責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、

共済基金から市町村へ支払われる退職報償金の額が増額されたことに伴い、条例の一部を改正いたし、非常勤消防団員の退職報償金を改定するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。消防長、村上紘君。

村上消防長 議長。それでは、要点のご説明を申し上げます。安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての要点の説明でございます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されまして、共済基金から市町村に支払われます退職報償金の一部が、内容的には分団長、副分団長、部長及び班長の10年～15年、15年～20年、20年～25年の3段階、それぞれ2千円の増額がされたことに伴いまして、安芸高田市の非常勤消防団員の退職報償金も2千円増額いたすものでございます。

なお、この条例は、平成17年4月1日から施行させていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより議案第52号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

松浦議長 お諮りいたします。ここで暫時休憩を取らせていただきます。3時15分まで休憩を取らせていただきます。

~~~~~

午後2時46分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

市長の方から皆さんにご報告があるそうですので、ひとつ発言を許します。市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今、お手元に地域高規格道路の区間指定についてということの文書をお配りをしました。今日、広島県庁で1時半に県庁の記者発表でこれが発表になりました。先ほど県庁から連絡があったわけですが、いよいよこの東広島高田道路の地域高規格道路、これはもう計画路線になって線は入っておるわけですが、この間の向原と吉田間の約5キロ、これが整備路線に本日決定したと、こういうことですが。いよいよ測量に入り、用地買収に入ると、こういう段取りができたわけですが、長年皆さんがいろいろこの方面で運動していただきました、その成果が出たというように思いますし、たびたび申し上げておりますように、東広島への最短距離の通勤圏内の道路が確保のまず第一歩ができたこと、ということで、将来的には東広島への通勤圏内、もちろんこれは自動車の専用道でございますので、料金は取らない自動車専用道、ということで、事業主体は県が行なう道路でございます。

そういうことですので、今、各6カ所の吉田それから5つの所の玄関に横断幕を掲げて、市民の皆さんにもPRをしていきたいと、このように考えております。うれしいニュースでございますので、報告をさせていただきます。

長い間、運動に参加いただきまして、ありがとうございました。

松浦議長 これで、報告を終わります。

お諮りいたします。

これからですね、休憩をまた取らせていただきましてですね、議員の皆さんにはちょっと委員会を開催させていただきたいと思っておりますので、議員控室の方へご移動をお願いしたいというふうに思います。

なお、説明員の皆さんには申し訳ございませんが、これが終わり次第再開させていただきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。以上でございます。

~~~~~  
午後3時20分 休憩  
午後4時10分 再開  
~~~~~

松浦議長 それでは、大変申し訳ございませんでしたが、休憩前に続きまして再開いたします。

ただ今、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から所管事務調査については、会議規則第102条の規定により、閉会中も引き続き審査終了まで継続調査の申し出がありました。

この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査の申し出の承認についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~  
追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出の承認について

松 浦 議 長 追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出の承認についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

松 浦 議 長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成17年、第1回安芸高田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労でございました。

~~~~~  
午後4時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員